

『倉吉市空家等対策計画』改定の概要

(施行日：令和7年3月25日)

○背景・必要性

全国的に空家が増加している中、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が令和5年6月に改正され、国は新たに「**管理不全空家**」を位置づけ、除却等のさらなる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を総合的に強化する必要があるとしています。

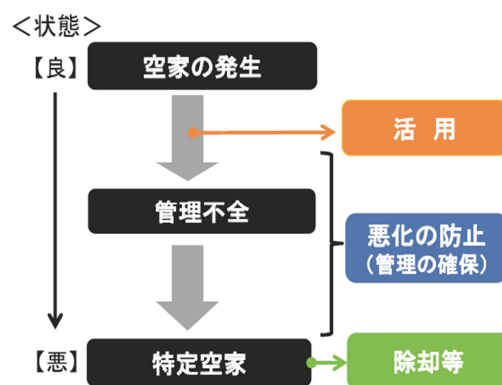
また、県は「**空家の発生抑制**」を新たな取組として位置づけ、「発生抑制」「利活用」「適正管理」「除却」の取組で、危険空家の増加を防止するように進めています。

当市においても、国・県と同様に「**管理不全空家**」「**空家の発生抑制**」という新たな要素を含め、今後も増加すると予想される空家に対し、効果的かつ効率的に空家対策を推進するため「倉吉市空家等対策計画」を改定する必要があります。

○計画改定の概要

(1)「管理不全空家等」の追加

- ・空家等で適切な管理がされておらず、放置すれば特定空家等となる可能性があるもの。
- ・管理不全空家等は法に基づき、指導・勧告が可能。
- ・勧告を受けた管理不全空家等は、固定資産税の住宅用地特例を解除。

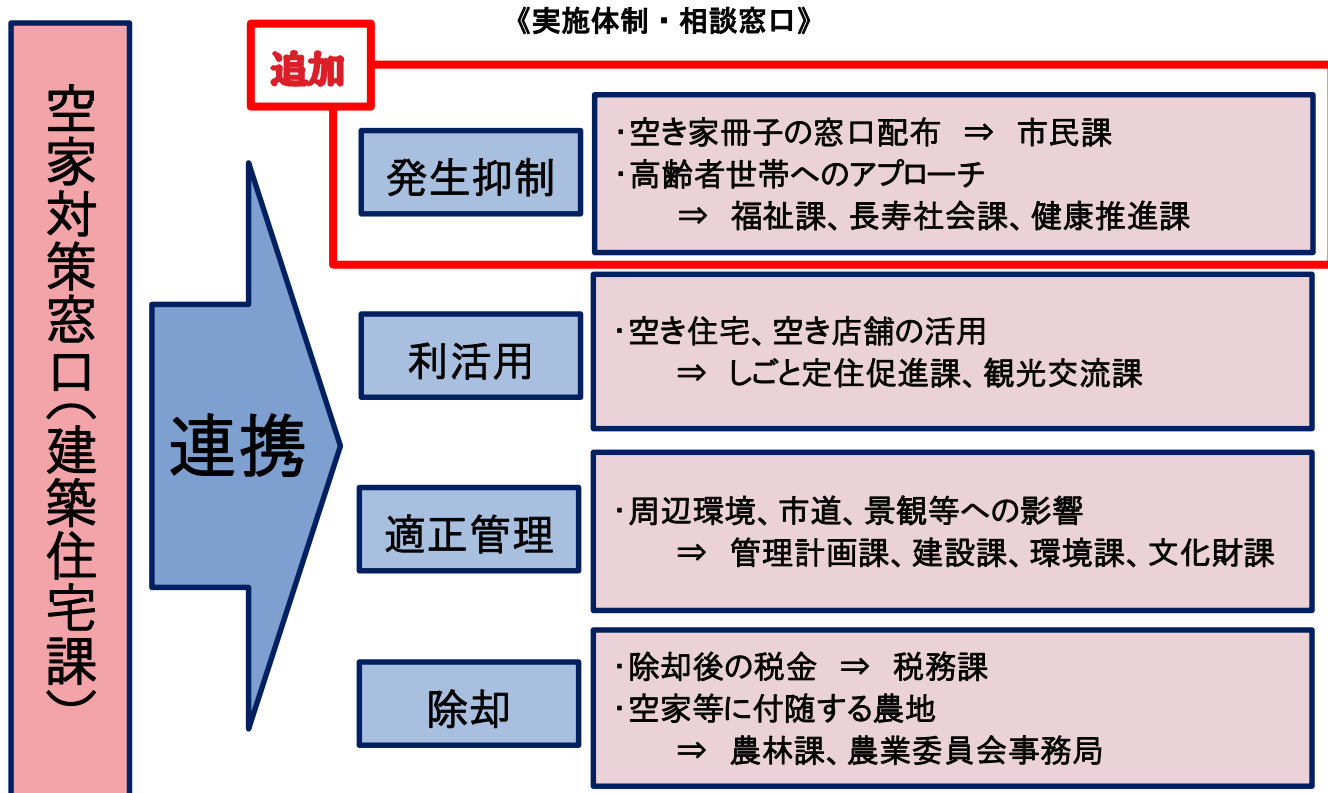


(2)「空家発生抑制」の追加

- ・使われている建築物が空家等となることを予防。
- ・所有者等に対し、住まいのエンディングノート等(国・県が作成しているもの)を活用し、使用者がいなくなった場合に次の使用者または管理者を決めておくことを啓発。
- ・空家発生抑制の実施体制・相談窓口を追加。

《鳥取県による空き家対策の取組》





(3) 計画期間を5年間から10年間へ変更

- ・空き家対策は長期的な取り組みが必要となり、持続的かつ一貫した対策を講じるように変更。

○スケジュール

年月日		内容
R6	12月	☐ 改定案・資料の作成 ☐ 審議会準備
R7	1月	↓
	中旬	☐ 改定案・資料完成
	20日の週	☐ 庁内関係課（協議）
	29日	☐ 企画審議会（改定案・スケジュール報告）
	2月	5日 ☐ 空家等対策審議会審議（諮問⇒審議⇒答申） 10日 ☐ パブリックコメント（3週間）
		↓
	3月	3日 ☐ 計画改定成案作成 ↓ 12日 ☐ 空家等対策審議会（成案報告） 19日 ☐ 常任委員会報告 ↓ 末日 ☐ （令和7年3月末）計画改定